

(平成23年2月16日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認釧路地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 34 年 7 月 1 日から 35 年 1 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 事業所における資格取得日に係る記録を 34 年 7 月 1 日に、資格喪失日に係る記録を 35 年 1 月 1 日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を 1 万 2,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 3 月 27 日から 35 年 9 月 4 日まで

厚生年金保険の加入期間について年金事務所に照会したところ、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを確認できないとの回答を得た。

昭和 33 年 3 月に C 社を退職後、A 事業所と B 社に勤務した。34 年 8 月分の給料計算票と当時の職場での写真があり、勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち A 事業所に係る期間について、申立人提出の給料計算票、申立人の前任者の供述内容及び友人から申立人に宛てた昭和 35 年 1 月 1 日消印のはがきにより、申立人は、34 年 7 月 1 日から 35 年 1 月 1 日までの期間、A 事業所に勤務し、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、給料計算票の支給額の合計から、1 万 2,000 円とすることが妥当である。

一方、商業登記簿及びオンライン記録によると、A 事業所は昭和 37 年 3 月 7 日に D 社となった後、39 年 1 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所とな

り、申立期間には適用事業所となっていないことが確認できる。しかし、事業主の妻及び申立人の前任者の供述から、A事業所は、常時5人以上の従業員を使用していた状況にあったことが推認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立期間において適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立期間のうち、昭和34年7月1日から35年1月1日までの期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間のうち、昭和33年6月1日から34年7月1日までの期間について、申立人の前任者の供述により、申立人がA事業所に勤務していたことが推認されるものの、オンライン記録によると、同事業所は、申立期間において厚生年金保険の適用事業所であることが確認できない。

また、申立期間のうち、昭和33年3月27日から同年6月1日までの期間及び35年1月1日以降の期間について、申立人のA事業所における勤務実態については確認できない。

さらに、D社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主も死亡していることから、事業主の妻に照会したところ、「申立人については記憶がなく、当時の資料も保管していない。」との供述を得ている。

このほか、申立期間のうち、昭和33年3月27日から34年7月1日までの期間及び35年1月1日以降の期間におけるA事業所に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間のうちB社に係る期間について、複数の同僚の供述により、申立人が同社に勤務していたことが推認できるものの、在職期間の特定及び厚生年金保険料の控除については確認できない。

また、健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により、申立期間にB社において厚生年金保険の加入記録のある同僚6人に照会したところ、そのうち3人は、入社したとする時期と厚生年金保険の資格取得の時期が異なっており、入社から資格取得までの時期がそれぞれ1か月から16か月かかったと述べていることから、当時の事業主は、勤務していた全ての者を、採用後すぐに厚生年金保険に加入させていた状況にはなかったことがうかがえる。

さらに、B社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も死亡していることから、供述等を得ることができない上、同社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、健康保険の整理番号に欠番は無く、同名簿に不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間のうちB社に係る期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち、昭和 33 年 3 月 27 日から 34 年 7 月 1 日までの期間及び 35 年 1 月 1 日から同年 9 月 4 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社B事業所における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和48年1月8日、資格喪失日は49年11月29日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和48年1月から同年8月までの期間は5万6,000円、同年9月から49年6月までの期間は9万2,000円、同年7月から同年10月までの期間は11万8,000円とすることが妥当である。

また、申立期間の厚生年金保険被保険者資格の種別については、第5種とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年1月8日から49年11月29日まで
厚生年金保険の加入記録について年金事務所に照会したところ、申立期間について加入記録が無いとの回答を得た。
昭和46年3月22日から53年4月まで同一の会社に継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び事業所の回答から、申立人が、申立期間において、A社（現在はC社）に勤務していたことが認められる。

また、A社B事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、厚生年金保険手帳記号番号が申立人の基礎年金番号と一部相違し、申立人と同姓同名かつ同じ生年月日の厚生年金保険被保険者記録（資格取得日は昭和48年1月8日、資格喪失日は49年11月29日）が確認でき、当該被保険者期間は申立期間と一致していることから、当該厚生年金保険被保険者記録は申立人の記録であると判断することができる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社B事業所における厚生年金保

険被保険者資格の取得日は昭和 48 年 1 月 8 日、資格喪失日は 49 年 11 月 29 日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記の申立人に係る被保険者記録から、昭和 48 年 1 月から同年 8 月までは 5 万 6,000 円、同年 9 月から 49 年 6 月までは 9 万 2,000 円、同年 7 月から同年 10 月までは 11 万 8,000 円とすることが妥当である。

また、申立期間の厚生年金保険被保険者資格の種別については、第 5 種とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格取得日に係る記録を昭和37年8月12日に、資格喪失日に係る記録を38年1月8日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年8月12日から38年1月8日まで

厚生年金保険の加入期間について年金事務所に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答を得た。

申立期間については、人事異動により、A社から同社B事業所に異動し、継続して勤務していたので、厚生年金保険料控除の事実を確認できる書類は無いが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、事業主提出の人事経歴台帳及び在籍証明書から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和37年8月12日にA社本社から同社B事業所に異動、38年1月8日に同社B事業所から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B事業所における同年齢の複数の同僚の標準報酬月額から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は関係資料を廃棄し不明である旨回答しているものの、申立期間の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたことは考えられない上、仮に、事業主から申立人

に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 37 年 8 月から同年 12 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 4 月 1 日から 59 年 7 月 1 日まで

ねんきん定期便を確認したところ、A社で役員に就任した以降の申立期間について、実際の給与支給額よりも低い標準報酬月額で記録されていることが判明した。

給与明細書等の当時の給与支給額を確認できる資料は無いが、申立期間について実際に受け取っていた給与に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録は、オンライン記録では、昭和 54 年 10 月の定時決定においては 16 万円、55 年 8 月の随時改定においては 20 万円、56 年 9 月の随時改定においては 26 万円、57 年 8 月の随時改定においては 30 万円、58 年 8 月の随時改定においては 36 万円とされている。

申立人は、申立期間の給与について、昭和 55 年 4 月から 25 万円、その後、毎年 4 月に 5 万円の昇給があったとしているところ、A社の元事業主も、「従業員の給与の昇給は、私が決めていた。申立人が店長として勤務していた店は、昭和 55 年から 59 年頃まで毎年、売上が伸びていたので、申立人の給与を売上に応じて昇給させていた。」と供述している。

また、A社の商業登記簿により、申立人は、昭和 54 年 9 月 30 日に取締役就任していることが確認でき、元事業主が供述する、申立人の申立期間における給与の昇給時期と符合している。

しかし、元事業主は、「当時の資料は残っていないため、申立人の給与支給額及び厚生年金保険料控除額等は確認できない。」と回答している上、申立期間当時、事務員として勤務していた複数の同僚も、「給与や厚生年金保

険については、担当していなかったので分からない。」と供述していることから、申立人の申立期間に係る報酬月額及び保険料控除額について確認することができない。

また、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において標準報酬月額等の記載内容に不備は無く、標準報酬月額が遡及訂正された形跡も認められない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間についてその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、農林漁業団体職員共済組合員として掛金を農林漁業団体により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 2 月 1 日から 41 年 12 月 16 日まで
農林共済年金の加入期間について社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間に加入記録が無いとの回答を得た。
昭和 38 年 4 月 1 日から 41 年 12 月 15 日まで継続して A 事業所 B 工場に勤務していたので、申立期間を農林漁業団体職員共済組合の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人が、申立期間のうち昭和 40 年 3 月 20 日から 41 年 4 月 10 日までの期間及び同年 5 月 11 日から同年 12 月 10 日までの期間において、A 事業所 B 工場に勤務していたことが確認できる。

しかし、農林漁業団体職員共済組合が保管している組合員資格取得届及び組合員資格喪失届により、申立人の同組合における取得日は昭和 38 年 4 月 1 日、喪失日は 40 年 2 月 1 日と記載されていることが確認できるほか、組合員名簿に記載されている組合員期間及び退職一時金請求書、退職一時金計算書の組合員期間はいずれもオンライン記録と一致している。

また、申立人と同じく昭和 38 年に A 事業所 B 工場において共済組合員の資格を取得した 23 人全員が、申立人と同様に一旦資格喪失し退職一時金を受給している上、このうち 1 人は、「昭和 38 年から勤務したが、途中で工場の労務課から共済の加入を打ち切ると言われ、一時金を受け取った。打ち切りの理由は説明してもらえなかったが、その後、共済に再加入した。」と供述しており、申立期間に勤務していながら、未加入だったことがうかがえる。

さらに、A 事業所 B 工場の事業を統括する C 連合会に照会したところ、「当時は事業所ごとに加入手続を行っていたが、申立人の申立期間における

保険料控除の状況及び加入条件を決めていた部署等の詳細は不明。また、共済加入期間と雇用保険の加入期間の不一致については、関係書類が残っていないため不明。」との回答を得ている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が農林漁業団体職員共済組合員として、申立期間に係る掛金を農林漁業団体により給与から控除されていたことを認めることはできない。

釧路厚生年金 事案 434

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年4月1日から24年7月1日まで
厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答を得た。

旧制中学を卒業してA事業所に勤務したが、一緒に勤務した兄が厚生年金保険に加入しているのに私の加入記録が無いので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚等の供述から、申立人がA事業所に勤務していたことは推認できるものの、勤務期間の特定及び厚生年金保険料の控除については確認できない。

また、申立人が同僚として名前を挙げた18人の加入記録を調査したところ、工場勤務者12人は申立期間に厚生年金保険の加入記録が有るにもかかわらず、事務員6人のうち加入記録が有るのは帳場責任者のみであり、それ以外は取得した形跡が無いことから、申立期間当時、事業主は、勤務内容の違いなどにより、必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

さらに、A事業所は昭和25年に法人化したものの、既に廃業しているため、事業主の家族に照会したところ、「申立人は間違いなく在職していた記憶がある。しかし、従業員名簿や厚生年金保険の加入を確認できる資料は廃棄したため残っていない。」との回答を得ている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。